「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。各種大会やイベント（以下「イベント等」という。）の開催時には，周辺道路が非常に混雑することから，混雑を緩和させるため工事車両の出入りを減じさせる対策が必要となるとともに，工事車両の主要な出入口と交錯する野球場西側道路の歩道（以下「西側歩道」という。）は，日頃から多くの周辺住民，公園利用者が通行しているため，通行者に対する安全対策が必要となる。　また，工事による騒音，振動，粉じんが周辺住民及び公園利用者に影響を及ぼすことがないよう十分な環境対策を行う必要がある。　さらに，建設産業の担い手育成の観点から，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには，取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整，安全確保等が求められる。　これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。①イベント等の開催時に工事車両の出入りを減じさせる対策や西側歩道の通行者に対する安全対策②周辺住民及び公園利用者に対する環境面での講ずる措置（騒音，振動，粉じん）③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等※③の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。※③の申請について，受注後，関係機関等との事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。公園内には陸上競技場や武道館，こども広場などの施設があり，仮囲いの外側は平時から多くの県民が利用している。そのため，大型車両や重機（以下「大型車両等」という。）が園路を走行する際や，強風時には資機材等が飛来する危険性があることから，公園利用者に対する安全対策が必要となる。また，仮囲い内側は施工ヤードが狭く，大型車両等が錯綜することから，大型車両等と作業員との接触事故を防止することや，高所での作業を行うため，高所作業時の作業員の墜落・転落事故を防止するための安全対策が重要となる。さらに，建築工事（１）とのＥＸＰ．Ｊの取合い部分のクリアランスは200mmしかないことから，この部分を施工する際の建築工事（１）との工程調整やレベル誤差を少なくするための対策が重要となる。なお，本工事の受注者は，建築工事（１）の受注者が労働災害を防止するために設置する協議組織や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。これらを踏まえた上で，次の全ての事項について具体的に記述すること。①仮囲い外側の公園利用者に対する安全対策（大型車両等の通行，資機材飛来）②仮囲い内側の作業員に対する安全対策（大型車両等との接触，墜落・転落）③建築工事（１）とのＥＸＰ．Ｊの取合い部分の工程調整やレベル誤差を少なくするための対策 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①イベント等の開催時に工事車両の出入りを減じさせる対策や西側歩道の通行者に対する安全対策②周辺住民及び公園利用者に対する環境面での講ずる措置（騒音，振動，粉じん）③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①仮囲い外側の公園利用者に対する安全対策（大型車両等の通行，資機材飛来）②仮囲い内側の作業員に対する安全対策（大型車両等との接触，墜落・転落）③建築工事（１）とのＥＸＰ．Ｊの取合い部分の工程調整やレベル誤差を少なくするための対策 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： ○○○○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「○○○○」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。　①　○○・・・　②　△△・・・　③ ■■・・・　④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合④ Ａ４版でない場合⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合注１：手書きの場合も同様とする。注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。注４：空白行は，行数に含めない。注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。